

# タレントマネジメントシステム導入、保守及び 運用支援業務委託 事業候補者選考募集要項

## 1 件名

タレントマネジメントシステム導入、保守及び運用支援業務委託（以下「本業務」という。）

## 2 背景

区は、令和7年4月に「港区職員未来人材育成・確保基本方針」を、令和8年4月に「港区職員の働きやすい職場づくり推進計画」を策定し、令和8年度には、2040年代を見据えた「MINATOビジョン」を策定する予定です。

それぞれが掲げる目標を達成するためには、区における組織と職員配置の改変や社会の変化に応じた人材の確保、育成により一層取り組む必要があります。

今後、区がより機動的な職員体制を確保し、多様な知識・経験、キャリアを有する人材が活躍できる組織であり続けるためにも、人事「管理」からステップアップを図り、人材「活躍」の視点を重視して新たな人事施策の展開が求められています。

職員に関するデータの集積・分析が容易であり、職場の状況を蓄積・共有できるツールとして、タレントマネジメントシステム（以下「本システム」という。）を導入することを目的にプロポーザル方式により事業候補者を募集します。

## 3 導入目的

### (1) 人事情報の集約・活用によるマネジメントの効率化

これまで人事課が運用するシステムやエクセルなどのさまざまな媒体で分散管理していた人事情報を本システムに集約し、管理職が配下職員の最新の人事情報をいつでも閲覧できるようにすることで、職場におけるマネジメントの効率化を図ります。

### (2) 人事業務の業務効率化及びペーパーレス化等

区は、地方公務員法及び港区職員の人事評価に関する規定に基づき職員の自己申告及び定期評価を実施しています。当該業務の実施については、紙やOfficeツールを活用したアナログな方法を採用していることから、職員の事務フローにおいて手作業が生じており、業務効率化やペーパーレス化への期待があります。

また、現行の実施方法で主としている紙媒体やファイルサーバ内での情報交換は、職員の個人情報保護の観点からさらなる改善の余地があり、セキュリティが担保されたシステムで情報を管理する必要が生じています。

### (3) 多面的人事評価の運用ツールとしての活用

令和8年4月に策定した「港区職員の働きやすい職場づくり推進計画」では、職員間のハラスメント防止する観点から、現行制度である上司から部下へ評価をすることに加えて、部下から上司、同僚同士が評価をする多面的人事評価制度を導入することを取組として掲げています。

令和9年度から多面的人事評価を実施するために、受託事業者は、令和8年度に区が行う多面的人事評価制度の確立をシステム面から支援し、運用に適したツールを本システムの機能として構築することが本業務の履行内容に含まれています。

## 4 業務概要

### (1) 契約・事業規模

#### ア 契約

本業務は、「タレントマネジメントシステム導入業務委託」、「タレントマネジメントシステム保守及び運用支援業務委託」の契約から成り立っています。

#### イ 事業規模

単位：千円

契約件名	履行期間(予定)	事業規模 (各契約)【A】
タレントマネジメントシステム導入業務委託	令和 8年8月1日～ 令和 9年3月31日	45,826
タレントマネジメントシステム保守及び運用支援業務委託(令和9年度)	令和 9年4月1日～ 令和10年3月31日	10,005
タレントマネジメントシステム保守及び運用支援業務委託(令和10年度)	令和10年4月1日～ 令和11年3月31日	10,005
タレントマネジメントシステム保守及び運用支援業務委託(令和11年度)	令和11年4月1日～ 令和12年3月31日	10,005
タレントマネジメントシステム保守及び運用支援業務委託(令和12年度)	令和12年4月1日～ 令和13年3月31日	10,005
タレントマネジメントシステム保守及び運用支援業務委託(令和13年度)	令和13年4月1日～ 令和14年3月31日	10,005
	<b>事業規模(合計)【B】</b>	<b>95,851</b>

※金額はすべて税込みです。

#### ● 留意点

本事業における提案額は、事業規模(各契約)【A】及び事業規模(合計)【B】を超えないでください。金額を超えた提案をした事業候補者は失格とします。

### (2) 業務履行体制

業務履行体制の条件は次のとおりです。

ア 経済産業省が認定する情報処理技術者試験の資格を有する者(以下の資格のうち、いずれか一つでも有していること)が、一員として携わること。

- (ア) ITストラテジスト試験
- (イ) システムアーキテクト試験
- (ウ) プロジェクトマネージャー試験
- (エ) ネットワークスペシャリスト試験
- (オ) データベーススペシャリスト試験
- (カ) エンベデッドシステムスペシャリスト試験
- (キ) 情報セキュリティスペシャリスト試験
- (ク) ITサービスマネージャー試験
- (ケ) システム監査技術者試験

イ 本業務に関する実績又は類似した業務の実績を有する者が責任者として携わること。

ウ PMP又は、情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャーの資格を有するものが、プロジェ

クト管理を行うこと。

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者としします。各要件は、参加表明書提出日を基準日としします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区と同程度又はそれを超える職員数がある自治体から、本業務と類似する案件の受注実績があること。

※ 上の参加資格に加え、東京23区（特別区）からの受注実績あることが望ましいです。受注実績に応じて一次審査の評価点を優遇します。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

(4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること※。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、区内事業者優遇に係る加点の対象とはなりません。

※ 港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「原則として区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します。

(7) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）の別表の措置要件に該当する状態ではないこと。なお、対象期間は、基準日から遡って、同要綱に定める標準指名停止期間の範囲とする。

(8) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）の別表の措置要件に該当する状態ではないこと。なお、対象期間は、基準日から遡って、同要綱に定める除外期間の範囲とする。

## 6 選考スケジュール（予定）

スケジュール	日程（予定）
募集要項の公表期間	令和8年4月10日（金）から 令和8年5月11日（月）正午まで
<b>質問書の受付期限</b>	<b>令和8年4月20日（月）午後5時</b>
質問に対する回答書公表	令和8年4月23日（木）
<b>参加表明書兼参加資格審査申請書等の提出期限</b>	<b>令和8年5月11日（月）正午</b>
第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年5月22日（金）発送
<b>第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）</b>	<b>令和8年6月2日（火）午後</b>
第二次審査結果通知	令和8年6月16日（火）
契約手続き	令和8年6月17日（水）以降
タレントマネジメントシステム導入業務委託の 契約履行開始	令和8年8月1日（土）

※日程は変更になる可能性があります。

## 7 公表資料等

### （1）公表場所

港区ホームページからダウンロードが可能です。

### （2）公表期間

令和8年4月10日（金）から令和8年5月11日（月）正午まで

### （3）配布書類

- ① **別紙1** 提案要求仕様書
- ② **別紙2** 事業候補者選考基準
- ③ **別紙3** 企画提案書作成要領
- ④ **【様式1】** 質問書
- ⑤ **【様式2】** 参加表明書兼参加資格審査申請書
- ⑥ **【様式3-1～3】** 共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状
- ⑦ **【様式4】** 概算費用見積書
- ⑧ **【様式5】** プロポーザル参加辞退届

## 8 質問書の受付・回答

### （1）受付期限

令和8年4月20日（月）午後5時

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「15 担当・連絡先」までメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和8年4月23日(木)に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。回答にあたり、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質問内容が不明瞭なもの等の質疑の内容によっては回答しない場合があります。

## 9 参加表明書兼参加資格審査申請書等の提出

(1) 提出書類

ア 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書

イ 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

● 物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合は以下の書類を提出すること。

- ・法人登記事項証明書(応募申込日前3か月以内に発行されたもの)
- ・印鑑登録証明書(応募申込日前3か月以内に発行されたもの)
- ・財務諸表(最新の事業年度のもの)
- ・納税証明書(法人の場合は法人税、法人事業税(地方法人特別税を含む)、消費税及び地方消費税)
- ・区内事業者認定通知(認定を受けている事業者のみ)

ウ 【様式3-1~3】共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状

※共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出してください。

エ 登記簿謄本

オ 企画提案書

※**別紙3** 企画提案書作成要領に沿って作成し、添付書類として「機能要件表」、「クラウドサービスの利用に係るチェックシート」、「**様式4** 概算費用見積書様式」を提出してください。また、「概算費用見積書様式」の参考書類として、内訳(工数)が分かる費用見積詳細内訳書を添付し、提出してください。費用見積詳細内訳書の様式は問いません。

カ 加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類

※ 該当する場合のみ提出。(詳細は、**別紙2** 事業候補者選考基準のとおり)

(7) 提出方法

提出書類は、以下のとおり作成した上で、「15 担当・連絡先」まで持参してください。提出する場合は、担当へ必ず事前に来庁する時間を電話で伝えてください。

ア 提出書類

- ・正本1部、副本9部

※提出資料は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本9部については表紙に事業者名を記入しないでください。また、企画提案書等の中には、

事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

イ 提出データ

上で提出する正本データ、副本データをファイルストレージ等に格納の上、共有リンクを記載したメールにてご提出ください(区との協議により他の方法でもデータを受領することができます。)

(8) 提出期限

令和8年5月11日（月）正午

## 10 事業候補者の選考と審査

別紙2事業候補者選考基準のとおり選考と審査を行います。

## 11 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
  - ア 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
  - イ 記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
  - エ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとしてします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き、令和8年度及び令和9年度中は、区に許可を得ない限り、変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとしてします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式5】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

## 12 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとしてします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。

- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1 者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和 39 年港区規則第 6 号）第 39 条の 2 の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

### 13 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第 5 条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

### 14 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

### 15 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25（区役所 10 階）

港区総務部人事課人事係 松原・大橋

電話：03-3578-2108

メール：minato27@city.minato.tokyo.jp